

林野火災注意報・林野火災警報に関するQ&A



Q：注意報はどのような条件で発令されるのか。

A：林野火災の予防上、注意を要する乾燥や少雨等の気象状況になった際、次のいずれかの基準に達すると注意報が発令されます。

- ①前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下
- ②前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表

Q：警報はどのような条件で発令されるのか。

A：林野火災注意報が発令されていることに加えて、強風注意報が発表されている場合に発令されます。

Q：注意報・警報の発令は、何時に行うのか。

A：午前9時を予定しています。ただし、午前9時時点では発令基準に達していない場合でも、発令基準に達した時点で発令することもあります。

Q：注意報・警報が発令された場合、住民に対してどのような対応をするのか。

A：防災行政用無線、ホームページ、組合公式SNS、CATV、車両広報等により広報を行います。

Q：火の使用制限の対象区域の指定はあるか。

A：ありません。大洲市及び内子町の全域としています。

Q：注意報・警報の発令対象期間の指定はあるか。

A：ありません。通年を対象としています。

Q：注意報・警報は、どのような場合に解除されるか。

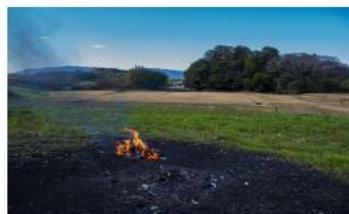
A：毎朝5時頃に受ける気象概況の通報に加えて、当日の天気予報が晴れであったにもかかわらず降水があった際など、発令基準に該当しなくなった場合に解除します。その際、防災行政用無線、ホームページ、組合公式SNS、CATVにより広報を行います。

Q：たき火とは、具体的にどのような行為をいうのか。

A：消防法令上、たき火は「火の持つ本来の効用を利用するが、火を使用する設備器具を用いないで、又はこれらの設備器具による場合でもその本来の使用方法によらないで、火をたく形態一般」とされています。例えば、農作業による枝木等の焼却や、どんど焼き等の火祭り行事もたき火に該当します。行為の大小にかかわらず、炎を上げ、かつ、火の粉が飛散する場合はたき火に該当します。

具体的なイメージは次のとおりです。

○ たき火に該当すると考えられる行為（イメージ）



○ たき火に該当しないと考えられる行為（イメージ）



Q：どのような場合に届出が必要か。

A：今回から、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生するおそれのある行為に、たき火も含まれることとなり、届出が必要となりました。注意報・警報の発令有無にかかわらず、たき火に該当する行為を行う場合は、届出が必要です。届出様式については、消防署・支署・出張所へ取りに来て頂くかホームページからダウンロード可能です。

※この届出は、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生するおそれのある行為を把握するための届出であり、たき火等の野外焼却を消防署が許可するものではありません。

Q：警報発令中、火の使用制限に従わない場合はどうなるのか。

A：車両広報等の巡回中、たき火に該当する行為を発見した場合は、消防職員が行為者に対して口頭での行政指導を行います。これに従わずに当該行為を継続した場合には、罰則の対象となる可能性があります。違反すると、30万円以下の罰金又は拘留に処されます。

なお、注意報に罰則はありません。

Q：愛媛県林野火災アラートとはどう違うのか。

A：愛媛県独自のもので、発令基準は別に定められています。この林野火災アラートに法的な規制はありません。